

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

平成30年5月11日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県に出した（公開請求書・協議書・個人情報開示請求書）に関する全ての書類（H29年度から現在まで）環境首都課・評価検査課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年5月25日、実施機関は、本件請求のうち環境首都課が所管するものについて、「協議書及び協議書に関する全ての書類」に関しては「当該保有個人情報について、協議書として取得した公文書は、保有していないため。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、「公開請求書、個人情報開示請求書に関する全ての書類」に関しては、平成30年6月14日付けで個人情報開示決定を行い、審査請求人に通知している。

### 3 審査請求

平成30年5月29日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和5年3月1日、実施機関は、旧条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認する。

### 2 審査請求の理由

私が提出したあるべき書類（協議書等を伺い含む書類）

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりで

ある。

本件請求において、審査請求人が請求した「私が県に出した（協議書）に関する全ての書類（H29年度から現在まで） 環境首都課」とは、審査請求人が実施機関へ提出した書類のうち、実施機関が職務権限を有し、かつ環境首都課の所管事務に関する事柄について、審査請求人から提出され受理した協議書及びそれに関連して作成又は取得した公文書であると特定した。

実施機関が、平成29年4月1日から本件請求のあった平成30年5月11日までの間に、実施機関が職務権限を有し、かつ環境首都課の所管事務に関する事柄について、審査請求人から提出された協議書を受理したことはなく、したがって、それに関連して何らかの公文書を作成又は取得した事実もない。

以上により、旧条例第20条第3項の規定に基づき本件決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

#### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が平成29年4月1日から本件請求のあった平成30年5月11日までの間に審査請求人が実施機関へ提出した協議書及びそれに関する全ての書類に関するものであると解される。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、平成29年4月1日から本件請求のあった平成30年5月11日までの間に、実施機関が職務権限を有し、かつ環境首都課の所管事務に関する事柄について、審査請求人から提出された「協議書」を受理したことはなく、したがって、それに関連して何らかの公文書を作成又は取得した事実はない、とのことである。

それに対し、審査請求人は、審査請求書に「私が提出したあるべき書類協議等を伺い含む書類」と記してはいるが、弁明書に対する反論書の提出はなく、審査請求人がどのような書類をもって「私が提出したあるべき書類協議等」であると考えているのかは明らかにしていない。

以上のことから、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明が失当であると言うことはできず、本件請求に係る保有個人情報について、協議書として取得した公文書は、保有していないとして行った実施機関の本件決定は妥当であると判断する。

### 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月 1日	諮問
同 年3月24日	審議 (徳島県個人情報保護審査会 第150回審査会)
同 年6月 9日	審議 (徳島県情報公開・個人情報保護審査会 第3部会第1回審査会)

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	徳島県個人情報保護審査会 令和5年3月24日まで
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学大学院人間生活学 研究科教授	
竹 原 大 輔	弁護士	
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	